

地域貿易協定としての FTA と韓国の FTA 政策

金 榮 緑

要 旨

近年の世界経済における特徴の1つは、地域貿易協定という特恵的貿易協定が盛んに締結されていることである。地域貿易協定によるブロック経済の弊害という歴史的な校訓から結成した GATT (WTO) の基本理念は、無差別主義・多角主義である。域内と域外に差別を残す地域貿易協定は、GATT の原則と矛盾している。しかしながら、地域貿易協定が拡大しているのは、それが「世界に完全な自由貿易を達成するために有効である」とする WTO の条件付承認があるからである。このようにルールを遵守した協定が、近年の地域貿易協定と過去のものとの違いである。このような世界的状況のなか、韓国は今まで取ってきた多角主義から自由貿易協定へ積極的に参加するようになる。韓国における貿易政策の転換は、急速に変貌する世界経済の流れに積極的に参加しないときに被る損失が大きいという現実的判断がその背景になっている。本稿は、変化した韓国の貿易政策を、地域貿易協定 (RTA) としての自由貿易協定 (FTA) を中心に叙述したものである。構成としては、RTA (FTA) に関する説明、韓国における FTA 政策の経緯をまとめた後、2002 年妥結した韓国・チリの FTA の概要と、現在進行・推進中である FTA の経緯と現状を論じる。

1. はじめに

韓国の貿易政策はこれまで、GATT, WTO を中心とする無差別主義と多角主義の優越性を支持してきた。特に、第1次 WTO 閣僚会議 (1996, シンガポール) で、地域主義 (regionalism) は新しい貿易障壁として働く可能性があるとしてその弊害を指摘しながら、各種の国際会議で地域主義における規範の強化を主張した¹⁾。しかし、このような韓国の貿易政策は1997年の通貨危機をきっかけに大きく転換した。IMF 体制の下で韓国は貿易・直接投資・資本取

1) 第1次 WTO 閣僚会議 (1996), 韓国の代表演説から、全文は WTO の閣僚会議資料に、
http://www.wto.org/english/thewto_e/minist_e/min96_e/st63.htm

引の自由化（開放）を進めた。代表的なものの1つとして、「輸入先多角化」で主に対日輸入を制限した制度は1999年7月に廃止された。また外国人による証券、債券投資の制限、土地所有の制限も廃止した（「外国人投資促進法」1998.11制定）。このような動きのなか、韓国政府は1998年、総理主宰の「対外経済調整委員会」で公式的に自由貿易協定（Free Trade Agreement, 以下FTA²⁾）の推進を決定した。その後、FTAの相手国としてチリを選定し、1999年に第1回FTA交渉を開始し3年の期間、6回の交渉を経て2002年10月に最終妥結した。現在（2004）韓国は、日本を始めシンガポール、ASEAN、メキシコ、インド、カナダなどの国とのFTAを推進または共同研究が進行中である。

韓国における貿易政策の変化の背景には、「通貨危機」というショックの副産物としての見解とともに、国際経済における状況の急速な変化への対応というものがあげられる。1995年アメリカ、カナダ、メキシコによるNAFTAの成立、2003年の中央、東ヨーロッパ諸国のEUへの加盟、またアメリカが世界のさまざまな国と2国間自由貿易協定を結び続けているなど、地域貿易協定が加速される動きがみられる。しかし、2000年までに世界の主要貿易国でいかなるFTAにも属さないのは、東アジア諸国の日本、韓国、中国、台湾などのみになっていた。このように地域貿易協定の拡大は、韓国の貿易にも大きな影響を与えることとなり、これが貿易政策の転換の大きな背景であると考えられる。

本稿は、地域貿易協定に関する経済効果や実証検証などの計量的分析ではなく、韓国・チリのFTA締結を踏まえて、FTAに代表される地域貿易協定と韓国のFTA政策の現状に関するサーベイである。理論的背景としては、FTAによる経済効果とシミュレーションの先行研究をベースにしている。多数の理論研究や国間の共同研究の結果と、実証分析の結果は、FTAの肯定的経済効果を示している。以下、FTAに関する特徴と定義を説明した後、韓国の貿易政策の現状とFTAの状況、また韓国・チリのFTAの締結内容を農業部門中心に紹介する。最後に韓国が推進中であるFTAと日韓のFTAの経緯と現状をまとめる。

2. 特恵的貿易協定としての自由貿易協定（FTA）

第1次世界大戦後先進工業の各国は、経済恐慌対策として保護貿易主義とブロック経済化政策を進めた。その代表的なものが、1930年アメリカのズムート・ホーレー関税法である（The

2) FTAは、自由貿易協定（Free Trade Agreement）と自由貿易地域（Free Trade Area）の2つが混用されている。しかし、自由貿易地域は関税自由地域（Customs Free Area）を指す場合もあるので明記がない場合は、一般的に自由貿易協定を意味する。

Smoot Howley Tariff Act)。しかし、この装置は、英連邦特惠関税制度の強化など各国の報復関税を招き、不況の長期化とブロック圏の間が敵対関係までに深化させ第 2 次世界大戦を引き起こすことになった。世界大戦と保護貿易主義に対する反省から、関税引下げと差別的貿易政策の撤廃によって自由貿易を拡大することを目的とする GATT が設立された (1948)。GATT の多角主義の貿易自由化の下で世界の貿易規模は大きく拡大した。しかし、EC の拡大や、アメリカの貿易赤字の拡大と NAFTA の結成など世界は、再び保護主義的貿易装置を取るようになる。その後ウルグアイ・ラウンド合意にもとづいて、1995 年 WTO が設立され引き続き自由貿易の役割を担ってきた。しかし、国際経済を取り巻く環境は大きく変化することとなる。その代表的なのが特惠的貿易協定の拡大である。特惠的貿易協定は、その参加国間の合意によって締結され、その参加国にのみ特惠的便益を与える貿易上の取り決めで、関税や輸出入制限などの貿易障壁を撤廃することで、貿易の拡大を通じた域内経済の活性化を目指す貿易協定である。その加盟国が隣国である必要はないが EU、NAFTA などに代表されるように、近隣国または地域を中心としたものということで、一般的に地域貿易協定 (Regional Trade Agreement: RTA) とも呼んでいる³⁾。WTO の定義によると、地域貿易協定は 2 つに分けられる。1 つは EU をはじめとする関税同盟 (Customs Union: CU) であり、もう 1 つは NAFTA を代表する自由貿易協定 (Free Trade Agreement: FTA) である。CU は域内の全ての国が自国固有の関税政策を含む輸出入制度を完全に撤廃し域内の単一関税および、輸出入制度を共同に維持する方式である。一方 FTA は、締結国が域内の単一関税および共同輸出入制度を維持しない、自国の固有制度で貿易障壁を緩和、撤廃する方式である⁴⁾。

しかし、地域貿易協定は域内国と域外とを差別することから、GATT および WTO の最恵国待遇原則 (Most-Favoured-Nation Treatment) に反していることで、WTO は RTA (FTA) に関して許容条件と基準を定めその整合性を維持している。その重要な条件が GATT 第 24 条である。

RTA に関して、GATT 第 24 条第 4 項では、「締約国は、任意の協定により、その協定の当事国間の経済の一層密接な結合を進展させて貿易の自由を拡大することが望ましいことを認める。締約国は、また、関税同盟又は自由貿易地域の目的が、その構成領域間の貿易を容易にす

3) 特惠的貿易協定 (Preferential Trade Agreement) とは自由貿易協定 (Free Trade Agreement) と関税同盟 (Customs Union) の総称である。小西秀男 (2004) を参照。

4) 定義は Balassa (1961) によるもので、彼は経済統合の度合いによって 5 つの段階に分類した。統合の緩い順に「自由貿易地域 (Free Trade Area)」、「関税同盟 (Customs Union)」、「共同市場 (Common Market)」、「経済同盟 (Economic Union)」、「完全な経済統合」である。

ることになり、そのような領域と他の締約国との間の貿易に対する障害を引き上げることに
ならないことを認める。」と規定している。また、24条5項では、「よって、この協定は、締約
国の領域の間で、関税同盟を組織し、若しくは自由貿易地域を設定し、又は関税同盟の組織若
しくは自由貿易地域の設定のために必要な中間協定を締結することを防げるものではない。」
としながら、関税同盟（自由貿易協定）創設前よりも関税及びその他の通商規則が高度または
制限的なものであってはならない（24条5項 a, b）という条件を規定している⁵⁾。このように
WTO が条件付で RTA を認めているのは、地域貿易協定が、その弊害を伴わずに将来の自由
化を促進する効果をもつように期待されているからである。また、WTO と RTA は、基本的
に関税及び輸出入の制限などの貿易障壁を撤廃した貿易の自由化による経済の成長と社会的厚生
の増大を目標にしている共通の目標をもっている。

地域貿易協定に関する国際経済学の理論的效果には、2つの相反するものがある。1つは貿易
創出効果 (Trade Creation Effects) であり、もう1つは貿易転換効果 (Trade Diversion Ef-
fects) である。貿易創出効果は、関税同盟などの貿易協定の結成によって、関税の引下げまた
は撤廃が行われると、同盟国のうち非効率な財の生産を行っていた国はその財の生産をやめ、
相手国から財を輸入するようになり、域内に新たな貿易が創り出される結果になる。すなわち、
貿易の拡大による同盟国の経済厚生が高まる効果である。一方貿易転換効果は、関税同盟の結
成により加盟国の貿易が、効率的な域外の国から非効率な加盟国にシフトする場合に生じる。
これは、全体的な貿易は減少あるいは域内の貿易のみが拡大するマイナス効果である⁶⁾。FTA
締結による貿易転換効果を最小化するための WTO 上の根拠は、1994年 GATT 第24条解
釈了解で以下のように規定されている。

「関税同盟及び自由貿易協定の創設のための協定の目的は、構成領域の間の貿易を促進する
ものであり、他の締約国と同領域間の貿易に障壁を作るためではない。また、このような協定
の形成又は拡大のときは、協定当事国は他の締約国との貿易に及ぶ否定的効果の発生を最大限
回避しなければならないことを再確認する…以下省略」（田村，2001）

地域貿易協定は近年、急速にその数を増やしている。世界における RTA の締結件数は、
WTO の発表によると 2004 年時点で 208 件である。特に図1で表しているよう、1990 年代に入っ
てから、RTA の締結が急増している状況である。このように RTA (FTA) が急増した背景に
は、これまで、関税および非関税障壁の引き下げ、撤廃など貿易自由化の交渉は、多角的貿易

5) 条文及び解釈に関しては田村次郎 (2001) を参照。

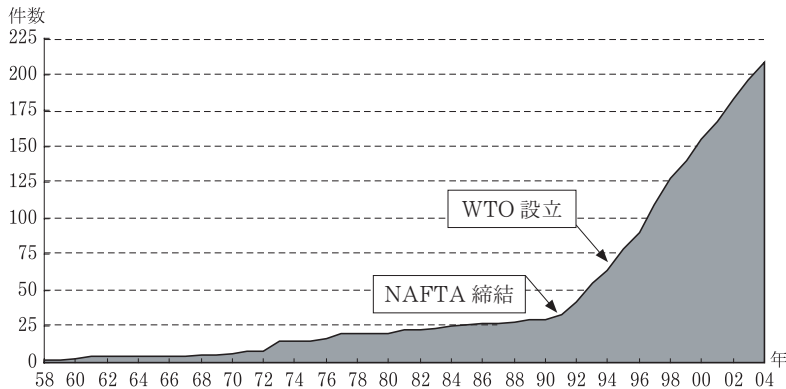
6) 詳しい理論的説明は、Viner (1950), *The Customs Union Issue*, Ch. 4 を参照。

地域貿易協定としての FTA と韓国の FTA 政策

交渉の場で行われてきた。しかし、近年のラウンドでは、開発途上国を含めた交渉参加国が増加したことや、交渉分野を超えた案件、例えば、労働および環境基準などが加わり、さまざまな国内問題を抱えた多数の国から構成される場では交渉が長引き、効果的に交渉が妥結することが困難になってきたという WTO の限界があげられる。例えば、ウルグアイ・ラウンドは、利害関係国が多く、また事項の多様化などのため合意において 8 年の時間を必要とした。全体としての合意は経済社会の変化に対して機動性に欠けているとの批判がある。このような中で、個別項目についての少数の国の間での合意を先行させる動きが活発になる。これは、利害が一致した 2 国間で地域貿易協定を結び、その結果をもって多国間交渉で妥協を引き出そうとするものである。確かに RTA は WTO に比べ交渉に機動的に取り組むことが可能である。

一方、地域貿易協定は、経済的メリット以外に政治外交側面でのメリットもある。それは、経済的相互依存は政治的連携の強化につながるからである。このような政治的連帯と信頼の増進は地政学的、戦略的一体感の形成は重要なメリットの 1 つである。

図 1 世界の RTA 件数の推移（累積数）



資料：WTO 発表資料 (<http://www.wto.org>, 2004)

3. 韓国の FTA 政策

韓国の経済成長は、輸出主導型工業化戦略であって、主な相手国はアメリカ、日本であった。韓国は、GATT (WTO) の多角的貿易体制の下で貿易拡大を通じて経済成長を成し遂げた。しかし、韓国の貿易政策は、1990 年代 EU, NAFTA の設立で代表される世界経済の地域主義への変化と、通貨危機以後、貿易政策の変化を要求されるようになった。このような韓国の貿易政策の転換の背景は、大きく 2 つの要因でまとめられる。1 つは韓国の対内外の経済与件の変

化である。具体的には、主な貿易相手国であるアメリカ、日本などの既存市場での競争力の低下と、ASEAN などの新興市場における競争の過熱である。これは中国の成長・浮上と大きく関連している。これに加え、地域主義の拡大という世界貿易現状がある。多角主義の支持者であったアメリカはすでに NAFTA を結成し、シンガポール (2002)、チリ (2002) と FTA を締結し、米州全域の 34 カ国を 1 つの市場化する FTAA (Free Trade Area of America) を推進中である。また、EU は東欧、地中海、南米に拡大する過程であり、日本もシンガポールと FTA 締結をするなど、地域主義の拡大は韓国にとって貿易政策の転換という大きな要因である。地域貿易協定 (或いは FTA) に積極的に参加しない場合生じる損失が大きいということは明らかなことである。実際、メキシコと EU の FTA が締結発効した場合、対 EU 自動車は無関税になる。しかし、韓国の場合は高関税で価格競争力の弱化という結果になる。これは、安定的輸出市場の確保が困難になる要因になる。また、輸入の条件として要求される認証 (製品の標準) に関する障壁もある。EU では、実際に無線機器などの製品に対して標準化を提示しており、域外国にとっては大きな貿易障壁である。貿易のデータからも地域貿易協定の締結後、域内貿易は緩やかな増加をみせた反面域外国との貿易は減少の傾向をみせている。このよ

表 1 韓国の経済圏別の貿易 (2002)

単位: 億ドル, %

	1991	1993	1995	1997	1999	2000	2001	2002
中華経済圏*	74 (10.3)	139 (16.9)	237 (18.9)	299 (22.0)	291 (20.3)	372 (21.6)	335 (22.3)	327 (24.7)
NAFTA**	210 (29.2)	205 (24.9)	269 (21.5)	246 (18.1)	331 (23.0)	424 (24.6)	354 (23.5)	307 (23.2)
EU	105 (14.6)	99 (12.0)	163 (13.0)	169 (12.4)	202 (14.1)	234 (13.6)	196 (13.0)	172 (13.0)
ASEAN	73 (10.2)	101 (12.3)	180 (14.4)	204 (15.0)	177 (12.3)	201 (11.7)	165 (11.0)	155 (11.7)
日本	124 (17.3)	116 (14.1)	170 (13.6)	148 (10.9)	159 (11.1)	205 (11.9)	165 (11.0)	124 (9.4)
その他	132 (18.4)	162 (19.7)	232 (18.5)	296 (21.7)	277 (19.3)	287 (16.7)	289 (19.2)	240 (18.1)
計	718 (100)	822 (100)	1,251 (100)	1,362 (100)	1,437 (100)	1,723 (100)	1,504 (100)	1,325 (100)

* 中華経済圏は中国、台湾、香港

** NAFTA はアメリカ、カナダ、メキシコ

表の上段は貿易額、下段は総貿易に占めるシェア

資料: World Trade Atlas から筆者の計算

うな状況で韓国では、安定的輸出市場の確保と企業の競争力の強化する必要性が高まり、貿易政策の転換には選択の余地がなかったと考えられる⁷⁾。

2 つ目は、韓国は 1998 年から外国人直接投資に関する規制を大幅に緩和し、直接投資の誘致に力を入れてきた。しかし、東アジアで韓国より中国や ASEAN のほうでの直接投資が拡大している現状である。ASEAN も韓国と同様に、通貨危機以後直接投資の自由化を推進する政策を取ったが、AFTA (ASEAN Free Trade Area) の結成により直接投資の規模が拡大した (表 2)。このように、直接投資の誘致競争において AFTA のような地域貿易協定は、市場拡大の効果となり投資誘致の重要な要因になる。最近締結されている FTA には、投資自由化の内容が含まれている。韓国は FTA 推進政策とともに日本、アメリカと BIT (Bilateral Investment Treaty : 両者間投資協定) 締結を推進している。これは、FTA による安定的輸出市場を確保し、BIT を通じて投資誘致を拡大する目的である。今後日本、アメリカとの FTA が締結された場合、投資分野に対する交渉は BIT の投資自由化に代替されるようになる。一般的に投資先の選別には、貿易環境が必然的に顧慮されるので FTA による貿易環境の改善は重要な要因となる。したがって、BIT のような直接投資の誘致政策と FTA は緊密に関連している。

最後に、国際政治的側面にも地域貿易協定は肯定的効果がある。地域貿易協定は、経済的協力関係はもちろん、加盟国間の関係改善、政治、外交でも協力関係につながる傾向がある。これは、紛争の解決、安保への協力になる。

表 2 ASEAN と東アジアに対する直接投資額

単位：億ドル

	1992-1997*	1998	1999	2000	2001	2002
東アジア	696.09	921.36	1091.15	1426.83	1022.28	863.26
中国	327.99	454.63	403.19	407.15	468.78	527.43
香港	77.81	147.66	245.8	619.39	237.75	96.82
韓国	12.98	50.39	94.36	85.72	36.83	29.41
台湾	14.74	2.22	29.26	49.28	41.09	14.45
日本	12.25	31.92	127.41	83.23	62.41	92.39
ASEAN	237.08	231.11	287.3	233.79	196.01	145.34

* 1992-1997 は平均額である。ASEAN は 10 カ国統計。
資料：The World Investment Report 2004, UNCTAD

7) 韓国の FTA 政策に大きく貢献したのものとしては、国策研究機関である対外経済政策研究院 (KIEP) と民間の三星経済研究所 (SERI) の研究があげられる。特に KIEP の鄭仁教と SERI の朴繁洵は主要な研究者である。参考文献リストを参照。

1) 韓国・チリの FTA⁸⁾

韓国は、1998 年対外経済調整委員会で FTA の推進を決定、相手国としてチリを選定した。その後 1999 年から 2002 年まで 6 回の交渉を経て 2002 年 10 月に最終妥結した (2003.2 署名)。韓・チリの FTA 締結によって、韓国は中南米向けの企業活動と輸出市場の拡大に必要な通商インフラが構築できるようになった。他にアジアと南米経済圏との FTA としては初の成功事例という意義をもっている。

韓国が最初の FTA 相手国としてチリを選定した背景には、両国間の貿易構造と地理的要因があげられる。実際、韓国とチリの両国における貿易規模は大きくない。2002 年韓国の対チリの貿易は、輸出が 4 億 5 千ドルの全体の 0.28% で、輸入は 7 億 5 千ドルの 0.5% であり、韓国は自動車、電子電気製品などの工業財を輸出、チリからは農産、鉱物などの 1 次産業財を輸入する相互補完的・産業間貿易の構造である (表 3)。また、韓国の貿易政策 (特に FTA) において、一番高い壁は農業部門の抵抗である。ここでチリは、米と牛肉の主要輸出国ではないことと、季節が韓国と反対であるとの要因は大きい。

表 3 韓国の対チリの貿易 (2002 年)

単位: 千ドル

順位	対チリ輸出		対チリ輸入	
	品 目	金額(シェア)	品 目	金額(シェア)
1	自動車	125,716 (27.7)	銅塊	426,460 (56.6)
2	軽油	44,691 (9.8)	銅鋼	120,596 (16.0)
3	携帯電話	31,016 (6.8)	パルプ	69,993 (9.3)
4	自動車部品	20,176 (4.4)	鉄鋼	39,562 (5.2)
5	洗濯機	18,784 (4.1)	亜鉛鉱	12,841 (1.7)
6	エチレン	17,010 (3.7)	水産加工品	12,005 (1.6)
7	ポリエステル織物	14,999 (3.3)	原木	9,981 (1.3)
8	ステンレス	12,297 (2.7)	その他魚類	8,856 (1.2)
9	編織物	8,635 (1.9)	ブドウ	9,981 (1.3)
10	テレビ	7,921 (1.7)	材木	7,391 (1.0)
総計		453,999		753,935

資料: 韓国貿易協会資料

8) 以下の内容は、韓国外交通商部の発表資料及び「韓国・チリ FTA 協定文」を参照してまとめたものである。

地域貿易協定としての FTA と韓国の FTA 政策

韓国はチリとの FTA 締結から、以後日本、アメリカ、中国などの巨大経済圏との FTA 交渉に備える学習効果を少ない衝撃で得る狙いがあると考えられる（チリはすでに 10 カ国と FTA 締結をしている）。それに、チリは地理的要因から中南米の交易、投資における重要な拠点であり、韓国の米州地域への進出に大きな役割が期待される要因もある。韓国・チリの FTA 締結内容とその特徴は、関税の撤廃、サービス部門、直接投資に対する内国民待遇、知的財産権などを含む包括的 FTA ということがあげられる。これは日・シンガポール新時代経済連携協定と同様で近年の FTA の共通の特徴である。一方米、リンゴなどの 21 品目の農産物が例外品目として対象外にまた、唐辛子、にんにく、玉ねぎなどの 373 品目も WTO の

表 4 韓国への対チリ輸出品目別チリの輸入市場における占有率（2001 年）

品 目	市場占有率 (%)
洗濯機	90.4 (1 位)
ポリスチレン	69.2 (1 位)
冷蔵庫	49.0 (1 位)
自動車用バッテリー	44.0 (1 位)
エアコン	37.4 (1 位)
自動車	23.7 (2 位)

資料：韓国農林部
(Ministry of Agriculture and Forestry, www.maf.go.kr)

表 5 韓国・チリの FTA 締結内容（農業部門を中心に）

(HS10 桁基準, 単位: 個, %)

	全体	工業品	農産物	林産物	水産物	主要品目
撤 廃	9,740 (87.2)	9,101 (99.9)	224 (15.6)	138 (58.2)	277 (69.5)	種牛, 種豚, コーヒー, 動物性油脂, 原皮
5 年撤廃	701 (6.3)	—	545 (38.1)	70 (29.5)	86 (21.5)	糖類, チョコレート, 麺類, ワイン
7 年撤廃	41 (0.4)	1 (0.01)	40 (2.8)	—	—	桃の缶詰, 七面鳥, 種用トウモロコシ
9 年撤廃	1 (0.01)	—	1 (0.7)	—	—	その他の果実ジュース
10 年撤廃	262 (2.3)	—	197 (13.8)	29 (12.3)	36 (9.0)	トマト, 桃, 豚肉
16 年撤廃	12 (0.1)	—	12 (0.8)	—	—	粉ミルク, 果実混合ジュース

資料：「韓・国チリ FTA 協定文」, 韓国外交通商部 (<http://www.mofat.go.kr/>)

DDA (Doha Development Agenda) 交渉後に再び議論することになっている。牛肉、鶏肉は無関税クォーター品目として、関税撤廃については DDA 交渉終了後議論することに合意した。また、セーフガードでは、発動要因、期間、回数などの面で WTO の規定より発動が容易になっている。これは、韓国内の農産部門からの強い抵抗による結果であると考えられる。一方、韓国の対チリ輸出の上位に入る自動車と携帯電話については無関税であるが、冷蔵庫は例外品目として合意している。

2) 日韓 FTA の経緯と現状⁹⁾

韓国にとって日韓の FTA は、他の国との FTA 締結より多くの複雑な問題に直面している。特に、韓国における対日貿易収支の赤字、貿易依存度の深化、経済的格差などのような経済的問題以外にも、歴史と関連している問題、独島（日本名竹島）問題や中国、北朝鮮を含んだ東北アジアの政治的、社会的懸案など解決しなければならない課題がそれである。したがって、日韓の FTA がもつ意義は他の FTA より大きい。日韓の FTA は、東北アジアにおける地域貿易協定の出発という意義をもつ。アジア（特に東北アジア）は、欧米と米州に次ぐ世界経済の 1 つの軸である。今後、東北アジア経済圏または経済結合などの実現可能性が高くなっているなか、日韓の FTA 締結は重要な役割を担うことになると思われる。

日韓の FTA の出発は、1998 年当時韓国の金大中大統領の訪日の日韓首脳会議で新しい日韓パートナー・シップ共同宣言からである。共同宣言の行動計画で 5 個の分野 43 項に達する包括的日韓経済協力のプランが提示された。これは、1965 年日韓国交正常化以来、両国間の経済関係において大きな転機となる意義あるものである。その後 1999 年、日本のアジア経済研究所 (IDE-JETRO) と韓国の対外経済政策研究院 (KIEP) 間の日韓共同研究の推進に合意した。その後、日韓の FTA は、短期間で韓国の利益は期待できないが、長期的には両国に利益をもたらすという共同研究の結果を発表した¹⁰⁾。また共同研究では、日韓の市場統合効果が最大化できる包括的経済協力を含んだ日韓の FTA 締結の必要性について意見の一致をみた。2003 年 10 月 APEC の日韓首脳会議において、「両国政府が今年中に FTA 締結交渉を開始し、2005 年内に実質的に交渉を終了することを目標とする」ことで合意した。両国は 2002 年 7 月第 1 回交渉（ソウル）をはじめ、2004 年 11 月まで 6 回の交渉を経て、基本原則、交渉体制と、

9) 日韓の FTA に関しては多数の調査、研究がありその大半は、FTA 締結による経済効果に関する計量分析、シミュレーションである。代表的なものとして、中島朋義 (2002)、鄭仁教 (2001a) があり、総括報告書としては鄭仁教 (2003) がある。

10) 「日韓自由貿易協定の構想：評価と展望」、対外経済政策研究院 (KIEP) ・アジア経済研究所 (IDE) 主催日韓共同シンポジウム (2000.5、ソウル)

具体的な交渉グループの決定に合意した。また交渉では、主要争点に関する意見交換、相互の基本的立場を確認、協定骨子、今後の作業計画等についても議論などが行われた(表6)。

共同研究や交渉での争点は、韓国側の対日貿易収支の赤字解消のため日本企業の韓国への技術移転、投資の活性化と日本の非関税装置の改善であり、日本側の韓国内の労働市場の問題である対立的労使関係の解消、知的財産権の保護などの強調である。

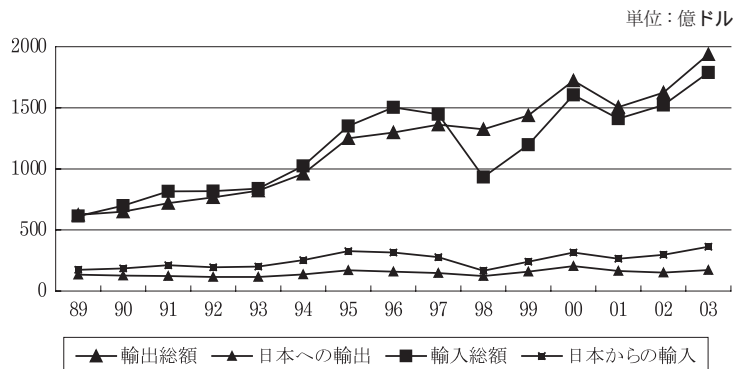
表6 日韓 FTA の交渉経緯

交渉(年月, 場所)	内 容
第1次(2003.12, ソウル)	交渉会議スタート
第2次(2004.2, 東京)	分科別主要争点に対する意見交換
第3次(2004.4, ソウル)	協定文草案に対する意見交換
第4次(2004.6, 東京)	6つの分科別争点に対する基礎論議
第5次(2004.8, 慶州)	統合協定文作成
第6次(2004.11, 東京)	商品譲許案協議

資料: 韓国外交通商部 (<http://www.mofat.go.kr/>)

一方、日韓両国は2002年日韓投資協定 BIT を締結(2003年から発効)している¹¹⁾。これは、日韓の投資者保護が主要内容で伝統的投資協定に投資自由化が含まれた韓国にとっては、最初

図2 韓国の対日貿易の推移



資料: World Trade Atlas, 韓国貿易協会(KITA)

11) 協定の正式名は「日本国政府と大韓民国政府間の投資の自由化、増進及び保護のための協定 (Agreement between the Government of the Republic of Korea and the Government of Japan for the Liberalization, Protection of Investment)」である。

の協定である。具体的には、投資に対して内国民待遇、最恵国待遇、送金の自由、移行義務付加禁止などの投資の自由化、人員の移動、労使紛争の解決制度などの内容である。日韓 BIT の締結は、両国間において最大の懸案である日韓 FTA に及ぼす効果は大きい。

3) その他

日・中・韓の FTA

中国は 2002 年、日・中・韓の首脳会談で（カンボジア）、日・中・韓の FTA に関する共同研究を提案した。2003 年には（インドネシア）、日・中・韓の 3 カ国共同宣言文を採択し経済協力、朝鮮半島の核問題の平和的解決、社会文化的協力、テロ防止協力などに合意した。3 カ国は 2002 年の合意に基づき 3 カ国の国策研究機関で日・中・韓の FTA に関する共同研究が進行中である¹²⁾。

中国経済の浮上から日・中・韓からなる東北アジア経済は世界経済で重要な部分の 1 つとなっている。経済規模の面で、日・中・韓の 3 つの国は、2002 年全世界全体の GDP の 17.7%、貿易規模では 13.2% を占めている。東北アジア経済は EU、NAFTA に次ぐ第 3 の経済圏である。したがって、日・中・韓の FTA 締結は、当事国経済はもちろん世界経済に及ぼす波及効果は大きい（表 7）。

また、3 カ国の FTA は、東北アジアの安保環境の改善にも重要な役割が期待される。よく知られているように地域貿易協定は経済的要素以外に政治的要素も含んでいる。これは、EU 発足の背景や、NAFTA などアメリカ主導の多くの FTA などからみられる。朝鮮半島を中心とする東北アジアの情勢の特徴からみて政治、安保的協力は困難であることから、経済的協力がもつ役割についての重要性は 3 カ国で同意している点である。共同研究からは、日・中・韓の FTA は、経済的相互依存性の再確認、協力の深化を通じて 3 カ国間の経済的、政治的利益をもたらすこととなると報告している¹³⁾。

韓国・シンガポール：2003 年 10 月首脳会談で FTA 交渉に合意、2004 年 9 月現在商品譲許及び協定文の交渉が進行中である。

韓国・ASEAN：2003 年 10 月、韓・ASEAN 首脳会議で FTA 及び包括的経済協力法案に関する共同研究の実施に合意、2003 年 3 月以後 5 回の共同研究会が開催される。2004 年内には ASEAN との FTA 推進の決定が行われる予定である。

12) 日本：日本総合研究開発機構（NIRA）、韓国：対外経済政策研究院（KIEP）、中国：国務院発展研究中心（DRC）。

13) 「2003 年韓・中・日 FTA 共同研究総括報告書」（KIEP, 2003）。

表 7 日・中・韓 3 カ国の経済規模

	人口(億人, %)		GDP(10億ドル, %)		貿易(10億ドル, %)	
	規模	シェア	規模	シェア	規模	シェア
日・中・韓	14.6	23.6	5,698	17.7	1,733	13.2
EU	3.8	6.1	8,637	26.8	4,658	36.8
NAFTA	4.2	6.8	11,809	36.7	2,672	21.1

資料: Direction of Trade Statistics (IMF, 2003), International Financial Statistics (IMF, 2003).

表 8 韓国の対日・中の貿易

単位: 億ドル, %

		1995	1998	2001	2003
日 本	輸出	170 (13.6)	122 (9.2)	165 (11.0)	173 (8.9)
	輸入	326 (24.1)	168 (18.1)	266 (18.9)	363 (20.3)
	収支	▲156	▲46	▲101	▲190
中 国	輸出	91 (7.3)	119 (9.0)	182 (12.1)	351 (18.1)
	輸入	74 (5.5)	65 (7.0)	193 (9.4)	219 (12.3)
	収支	17	55	49	132

資料: World Trade Atlas から筆者計算

韓国・アメリカ: アメリカは、1989年アジア太平洋地域の国との FTA 締結に関する研究報告を発表し、シンガポール、韓国、台湾を対象国に選定した。その後米韓 FTA に公聴会が開催される。2001年 ITC 米韓 FTA に対する肯定的評価を内容とする報告書が発表された。

その他推進予定の FTA: EFTA とは、2004年8月、メキシコとは2004年10月から共同研究が始まっている。その他カナダ、インドとも共同研究を検討中である。

4. 終わりに

1990年代以後急速に拡大している世界の地域貿易協定は、今の世界貿易の構造の特徴を表している。世界的な RTA に消極的姿勢で、多角主義・無差別主義を支持してきた韓国、日本も2000年代に入り地域主義への貿易政策を変換するようになった。韓国にとっては、通貨危機を克服する過程で、経済の構造改革や自由化(開放)政策の重要性を習得した結果でもある。

歴史的に地域主義の台頭は経済ブロックをつくり大きな弊害を被った経験がある故に、FTAに代表される地域貿易協定に否定的評価もある。しかし、近年の RTA は経済的狙いだけではなく、政治、安保的外交政策という側面をもっているということが過去のものとは差別化される。また、多くの先行研究からは、これらの貿易協定が順次形成されていくことで、世界における完全な自由貿易が達成される可能性を示している。

付表 アジアにおける主要地域協定

地域協定・FTA (発効年)	加 盟 国
Bangkok Agreement (1976)	バングラデシュ・中国・インド・韓国・ラオス・スリランカ
PATCRA* (1972)	オーストラリア・パプアニューギニア
SPARTECA (South Pacific Regional Trade and Economic Cooperation Agreement, 1981)	オーストラリア・ニュージーランド・クック諸島・フィジー・キリバス・マーシャル諸島・ミクロネシア・ナウル・ニウエ・パプアニューギニア・ソロモン諸島・トンガ・ツバル・バヌアツ・西サモア
CER (1983) (Closer Trade Relations Trade Agreement)	オーストラリア・ニュージーランド
ラオス－タイ (1991)	ラオス・タイ
AFTA (ASEAN Free Trade Area, 1992)	ブルネイダルサラーム・カンボジア・インドネシア・ラオス・マレーシア・ミャンマー・フィリピン・タイ・シンガポール・ベトナム
MSG (Melanesian Spearhead Group, 1993)	フィジー・パプアニューギニア・ソロモン諸島・バヌアツ
SAPTA (South Asian Preferential Trade Arrangement, 1995)	バングラデシュ・ブータン・インド・モルジブ・ネパール・パキスタン・スリランカ
ニュージーランド－シンガポール (2001)	ニュージーランド・シンガポール
インド－スリランカ (2001)	インド・スリランカ
ニュージーランド－シンガポール (2001)	ニュージーランド・シンガポール
日本－シンガポール (2002)	日本・シンガポール
シンガポール－オーストラリア (2003)	シンガポール・オーストラリア
シンガポール－EFTA (2003)	シンガポール・EFTA**
韓国－チリ (2004)	韓国・チリ
中国－マカオ・ホンコン (2004)	中国・マカオ・ホンコン
アメリカ－シンガポール (2004)	アメリカ・シンガポール

*PATCRA : Agreement on Trade and Commercial Relations between the Government of Australia and the Government of Papua New Guinea

**EFTA : European Free Trade Association (アイスランド, リヒテンシュタイン, ノルウェー, スイス)

資料 : WTO (www.wto.org) の発表資料より作成 (Regional trade agreements, 2004. 11)

韓国はチリとの FTA 締結をもって FTA に積極的に参加することとなり、多数の FTA 交渉や共同研究が進行中である。韓国の懸案は、日本との FTA にあると思われる。共同研究やフォーラムでは肯定的な評価が報告され、最終的な段階に到達している。日韓の FTA が締結され、また日・中・韓の 3 カ国 FTA が締結された場合、東北アジア経済圏という大きな経済ブロックが形成されるようになる。地域主義の弊害を最小限にして、協力関係を深化するためには、地域間貿易協定が保護主義的手段ではなく双方の社会的厚生を増進の手段として働くのが大前提であると思われる。GATT (WTO) が地域間貿易協定を条件付で認めているのは、地域間貿易協定が「世界に完全な自由貿易を達成するために有効である」ということからである。

参考文献

- Bhagwati, Jagdish (1993), "Regionalism and Multilateralism: An Overview," in Jaime de Melo and Arvind Panagariya (eds.), *New Dimensions in Regional Integration*, Cambridge, UK: World Bank and Cambridge University Press, pp.22-51.
- Balassa, B. (1961), *The Theory of Economic Integration*, Greenwood Press, Westport.
- Viner, J. (1950), *The Customs Union Issue*, New York: Carnegie Endowment for International Peace.
- 小西秀男 (2004), 「リージョナリズムと世界自由貿易」, 『現代経済の潮流 2004, 岩田規久男外編』, 東洋経済新報社, 第 4 章, pp.81-105.
- 中島朋義 (2002), 「日韓自由貿易協定の効果分析: 部門別視点」, ERINA Discussion Paper no.0202, 環日本海経済研究所.
- 田村次郎 (2001), 『WTO ガイドブック』, 弘文堂.
- 提雅彦, 清田耕造 (2002), 「日本を巡る自由貿易協定の効果: CGE モデルによる分析」, JCER Discussion Paper no. 74, 日本経済研究センター.
- 鄭仁教 (2001a), 「韓・日 FTA の経済的効果と政策示唆点」, 政策研究 01-04, 対外経済政策研究院 (KIEP, 韓国).
- 鄭仁教 (2001b), 「韓国の FTA 推進戦略」, 韓国貿易協会.
- 鄭仁教外 (2003), 「2003 年韓・中・日 FTA 共同研究総括報告書」, 政策研究 03-27, 対外経済政策研究院 (KIEP).
- 朴繁洵 (2003), 「韓国の FTA 戦略」, 三星経済所 Issue Paper (2003.05.22), 三星経済研究所.
- 対外経済政策研究院・アジア経済研究所 (2000), 「日韓自由貿易協定の構想: 評価と展望」, KIEP・IDE 主催日韓共同シンポジウム資料 (2000.5, 韓国ソウル).
- KOTRA (2003), 「世界主要国の FTA 推進動向及び対応方案」, 韓国貿易投資振興公社 (KOTRA).
- 韓国外交通商部, 「韓国・チリ FTA 協定文」 (<http://www.mofat.go.kr/>).
- 韓国貿易協会統計資料 (KITA.net), (<http://www.kita.net/>).
- World Trade Atlas, Global Trade Information Service, Inc.
- WTO (2003), *International Trade Statistics 2003*, WTO.
- 日本外務省, <http://www.mofa.go.jp>

韓国外交通商部, <http://www.mofat.go.kr>

韓國農林部, <http://www.maf.go.kr>

WTO, <http://www.wto.org> (Regional Trade Agreement)

Summary

FTA as the Regional Trade Agreement and the FTA Policy of Korea

Recently, one of the features of world trade is the preferential trade agreement. GATT (WTO) was established in response to evils of the bloc economies caused by regional economic agreements. Non-discrimination and multilateralism are the spirit of GATT (WTO). The trade policy of Korea has been supported by the multilateral trading system and the non-discrimination principle of GATT (WTO). However, after the financial crisis Korea changed its trade policy. There are two main causes for the change. The First is the change of the Korean economic structure. After the financial crisis, Korean government enrolled the liberalization and open economic policy. The Second is the international increase in Regional Trade Agreements (RTA). Currently, the total number of RTAs (FTAs) is 208 (by WTO report). WTO recognizes by conditioning that RTA is effective in order to attain perfect free trade in the world. This paper is a simple survey intended as an investigation of the FTA policy of Korea and introduction for RTA (FTA). We will begin with a simple observation of RTA. Next, we will discuss current trade policy of Korea, and Korea's FTA. Finally we introduce the Korea-Chile FTA and process of Japan-Korea FTA and China.